

# 地方税法等の一部を改正する法律

## (令和2年4月30日法律第26号)

森 稔 樹

### 1. はじめに

2019年12月、中華人民共和国武漢市において新型コロナウイルス感染症が確認された。感染は急速に拡大し、同月15日に日本における最初の感染例が確認され、同月30日に世界保健機関が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言する。2020年2月3日には、横浜港へ到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」において新型コロナウイルスの集団感染が確認された。それ以来、日本国内における感染者数も増大し、4月7日には政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出されるとともに「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ」（以下、4月7日緊急経済対策）が閣議決定されるに至った。なお、4月7日緊急経済対策は同月20日に一部変更された（以下、4月20日緊急経済対策）。

そして、4月27日、内閣から衆議院に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下、新型コロナウイルス感染症特例法）の案（内閣提出法律案第54号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（以下、地方税法等一部改正法）の案（内閣提出法律案第55号）ならびに2020年度補正予算第1号（一般会計、特別会計および政府関係機関）が提出された。いずれも、同月29日に衆議院本会議において全会一致で可決、翌30日に参議院本会議において起立多数で可決された<sup>(1)</sup>。

新型コロナウイルス感染症特例法、地方税法等一部改正法のいずれも、国税および地方税につき、納税の猶予や軽減措置などを定めるものであり、実務において非常に重要である。そこで、本稿は地方税法等一部改正法を中心に概観し、また必要に応じて新型コロナ

---

(1) 新型コロナウイルス感染症特例法は令和2年4月30日に法律第25号として公布された。

ウイルス感染症特例法の内容にも言及しつつ、若干の検討を試みる<sup>(2)</sup>。

## 2. 法律案が提出されるまでの動向

### 〔1〕新型コロナウイルス感染症の拡大と対応措置

日本政府が採った新型コロナウイルス感染症への最初の対応は、2020年1月21日の関係閣僚会議において決定された「新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について」であろう。同月30日に新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長は内閣総理大臣）が設置され、2月13日に同対策本部が総額153億円を内容とする緊急対応策をまとめた。また、3月10日には同対策本部が2019年度予算の予備費2,715億円を含む4,308億円の財政措置を講ずることを決定し、同月18日には「生活不安に対応するための緊急措置」をまとめた。その内容は「国税・社会保険料の納付の猶予等」として「現下の景気悪化への懸念が高まる状況を踏まえ、納税者等からの問合せや相談を待つだけでなく、確定申告相談等のあらゆる機会を捉えて積極的に制度を周知・広報するよう、現場に徹底する」、「地方税の徴収の猶予等」として「国税・社会保険料の納付の猶予等の取扱いを踏まえ、徴収の猶予等、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に要請する」というものである<sup>(3)</sup>。3月中には「国民生活安定緊

- 
- (2) 文献として、衆議院調査局総務調査室『地方税法等の一部を改正する法律案（新型コロナウイルス感染症対策関連）について〔第201回国会（常会）総務委員会参考資料〕』（2020年4月）、沼澤弘平他「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税制上の措置（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）等）」地方税2020年6月号20頁、西村高則「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の取扱い及び申請書等の様式について」同43頁、同「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の取扱いに関する個別事例について」地方税2020年7月号34頁、小山里沙「徴収猶予の特例に係る電子申請について」地方税2020年6月号81頁、総務省自治財政局調整課「第201回国会で成立した地方財政関係法律等の概要」地方財政2020年7月号70頁、地方財務協会編「月刊『地方税』別冊 改正地方財政詳解（令和2年）」（地方財務協会、2020年）、「特集 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 地方税の徴収猶予 実務解説」税2020年7月号9頁、「特集 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 税目別特例措置Q&A」税2020年8月号11頁などがある。
- (3) 2020年4月7日以前における総務省自治税務局による対応については、西村高則「新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限等の延長及び新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について」地方税2020年5月号47頁を参照。

急措置法施行令の一部を改正する政令」（令和2年3月11日政令第42号）<sup>(4)</sup>、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の一部を改正する法律」（令和2年3月13日法律第4号）など、法令の改正も進められた。

## 〔2〕4月7日緊急経済対策

緊急事態宣言と同日に公表された4月7日緊急経済対策は、中小・小規模事業者に対する「持続化給付金」や「生活に困っている世帯に対する新たな給付金〔生活支援臨時給付金（仮称）〕」<sup>(5)</sup>が盛り込まれたことで知られるが、税制措置についても次のように方針を定めている。

- ・ 「納税の猶予制度の特例」：「収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税及び社会保険料について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納付を猶予する特例を設ける」と説明される。
- ・ 「欠損金の繰戻しによる還付の特例」：こちらは「資本金1億円超10億円以下の企業に生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる法人税等の還付制度の適用を可能とする」と説明される。
- ・ 「中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置」：「厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を2分の1又はゼロとする」。
- ・ 「生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長」
- ・ 「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」
- ・ 「文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用」：これは「政府の自粛要請を踏まえて」中止などとなったコンサートやスポーツイベントなどのチケットを所持する者について「寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とする」というものである。

---

(4) この政令によって国民生活安定緊急措置法施行令に追加された新第2条は、衛生マスクの高値転売を禁止するものである（罰則は同第7条）。

(5) 世帯主の2020年2月～6月のうちの任意の月における月間収入が「新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準となる低所得世帯」または「新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準の2倍以下となる世帯等」に対し、1世帯あたりで30万円を給付する、というものであった（4月7日緊急経済対策23頁）。

- ・ 「自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長」
- ・ 「住宅ローン控除の適用要件の弾力化」
- ・ 「耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化」
- ・ 「消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例」
- ・ 「特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税」

以上の措置による「減収額については、全額国費で補填する」ものとされた。

なお、上記の内容は、やはり4月7日に閣議決定された2020年度補正予算第1号にも盛り込まれていた。同補正予算は、4月20日に修正された上で改めて閣議決定された。一般会計の総額（歳入・歳出）はおよそ25兆6,914億円である。

### 〔3〕 4月20日緊急経済対策

4月7日緊急経済対策に盛り込まれた「生活に困っている世帯に対する新たな給付金〔生活支援臨時給付金（仮称）〕」が与野党を含め広く国民から批判を浴びたことにより、4月20日緊急経済対策は「全国全ての人々への新たな給付金」として一人当たり一律10万円の「特別定額給付金」を設けることとした。一方、税制措置については4月7日緊急経済対策から変更されていない。

## 3. 地方税法等一部改正法（案）の概要

2020年4月28日の衆議院総務委員会における高市早苗総務大臣による趣旨説明によれば、地方税法等一部改正法（案）は「新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図る観点から、地方税に関し、所要の施策を講ずるため」のものであり、第一に「厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を2分の1又はゼロとする」、第二に「新型コロナウイルス感染症等の影響により収入に相当の減少があった事業者について、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収を猶予する特例を設ける」、第三に「自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減措置について、適用期限を令和3年3月31日まで延長する」、第四に「固定資産税の減収を補填する措置

等を講ずる」ことを主な内容とする<sup>(6)</sup>。

地方税法等一部改正法は、本則4か条、附則6か条からなる。本則の第1条および第2条は地方税法、第3条は地方財政法、第4条は「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」のそれぞれ一部を改正する規定である。また、附則の第6条は、市町村長から道府県知事に提出された特別交付金の額の算定に用いる資料の審査および総務大臣への送付（地方税法附則第70条第2項後段）を第1号法定受託事務とする旨の規定である。

なお、地方税法等一部改正法は原則として公布日である2020年4月30日から施行されるが、同第2条（一部を除く）ならびに附則第3条および第4条は2021年1月1日から施行される。また、同第2条のうち地方税法第20条の13を改正する部分および同法附則に第65条から第77条までを追加する部分、ならびに地方税法等一部改正法第4条および同附則第6条は2021年4月1日から施行される。そのため、〔1〕～〔5〕は2020年4月30日から施行される事項、〔6〕～〔8〕は2021年1月1日から施行される事項である。

### 〔1〕地方税の徴収猶予の特例

地方団体の長は、災害、病気、事業の廃止または休止、事業における著しい損失などの事由により、納税者または特別徴収義務者が一時に徴収金（地方税）を納付または納入することができない場合に、1年以内の期間を定めた上で地方税の徴収を猶予することができる（地方税法第15条第1項、同第2項）。新型コロナウイルスの感染拡大による納税者または特別徴収義務者の収入の急減も事業における著しい損失に含まれると解することは可能であるが、徴収の猶予が認められるためには担保を供さなければならない（同第16条）。また、徴収の猶予が認められた場合には、延滞金の全額または一部が免除される（同第15条の9）。

2020年3月18日付で総務省自治税務局長から各都道府県知事宛に出された通知「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について」は、徴収の猶予を認める場合として「新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたため、備品（例：電化製品）が壊れて使用できなくなった又は棚卸資産（例：食材）を廃棄した場合」（地方税法第15条第1項第1号に該当）、「納税者又

---

(6) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第15号（令和2年4月28日）」2頁。

なお、以下、職名、所属会派（政党）、会派（政党）名は、本稿執筆時においてその職または会派（政党）に留まるものも含め、2020年4月27日から同月30日までの期間におけるものである。



はその生計を一にする親族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合」（同第2号に該当）、「新型コロナウイルス感染症の影響により、予約キャンセルが相次いだため、事業を休廃止した場合」（同第3号に該当）および「新型コロナウイルス感染症の影響で、予約キャンセルが相次いだ、給食の食材を廃棄した等の理由により、事業に著しい損失が生じた場合」（同第4号）を例示し、申請の際の必要書類の添付を不要とする（同第15条の2第4項）、担保を徴しない（同第16条を参照）などの対応を求めている。しかし、担保を徴しない場合は条例の定めによることとされており（同条第1項）、災害等による徴収の猶予の場合はその期間に対応する延滞金の全額が免除されるが、事業の廃止や著しい損失による徴収の猶予の場合にはその期間に対応する延滞金の2分の1のみが免除される。そのため、財産の損失はないが新型コロナウイルスの感染拡大により事業に著しい損失が発生した場合には、納税者または特別徴収義務者は徴収の猶予は受けられるものの、担保を供さなければならず、延滞金を納める必要がある<sup>(7)</sup>。

新型コロナウイルスの感染拡大およびその防止措置のために入国制限措置が採られ、海外からの観光客が急減し、また国内における様々なイベントについても「自粛」が要請されて中止または延期に追い込まれるなど、事態は非常に悪化している。そこで、徴収の猶予に際して、財産の損失はないが経済的損失がある場合にも担保を不要とし、延滞金も免除するため、地方税法等一部改正法第1条によって地方税法附則に第59条が追加された。

同条第1項は、地方団体の長が、2020年2月1日以降に新型コロナウイルス感染症およびその蔓延防止のための措置の影響を受けて事業について相当な収入の減少があった、またはこれに類する事実があった納税者または特別徴収義務者に対し、申請に基づいて納期限から1年以内の期間に限定して地方団体の徴収金の全部または一部の徴収を猶予することができる旨を定める。猶予の対象は、特定日（2021年1月31日。地方税法施行令附則第36条第1項）以前に納税義務または特別徴収義務が成立した地方税（証紙徴収に係る地方税を除く。同第4項）に係る地方団体の徴収金であって納期限が2020年2月1日以後に到来するもののうち、申請日以前に納付し、または納入すべき税額が確定したもの（地方税法附則第59条第1項第1号）、中間申告に係る法

---

(7) 沼澤他・前掲注(2)26頁。地方税務研究会編『地方税法総則逐条解説』（地方財務協会、2017年）420頁も参照。

人住民税または法人事業税（地方税法施行令附則第36条第5項）に係る地方団体の徴収金で、納期限が2020年2月1日以後に到来するもののうち、申請日以前に納付し、または納入すべき税額の確定したもの（地方税法附則第59条第1項第2号）である。

徴収の猶予を求める納税者または特別徴収義務者が申請をするには「新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の政令で定める書類を添付し、これを地方団体の長に提出しなければならない」（同第2項）。ここにいう「政令で定める書類」は「新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類」、「財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類」および「猶予を受けようとする日前の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類」である（地方税法施行令附則第37条第2項）。申請手続については「国税の特別猶予よりも地方税の特別猶予のほうが、その申請における添付書類について事業概況や財産状況などの詳細なものを求めており」、「各税務署・都道府県・市区町村の基準、それに基づく税務職員の判断により、結果が左右されるという側面は否めない」とする批判がある<sup>(8)</sup>。もっとも、地方税法附則第59条第3項により、地方税法第15条の2（第4項以下）、第15条の2の2ないし第15条の3ならびに第15条の9第1項および第2項が申請書の提出および添付書類について準用されるため、添付書類を不要とするなどの対応も可能である<sup>(9)</sup>。

また、地方税法附則第59条第4項は、同第1項の規定による徴収の猶予を地方税法第15条第3項に規定する徴収の猶予とみなして「第15条の5第1項、第15条の6第1項および第2項、第16条の2第1項、第18条の2第4項並びに第20条の5の3の規定を適用する」と定める。ここで地方税法第16条があげられていないことから、担保の提供は不要となる。

なお、地方税法附則第59条による徴収の猶予の特例が適用される場合には、地方税法第15条による徴収の猶予を重ねて適用することができない（地方税法附則第59条第

---

(8) 吉川宏延『自治体税務職員必携新型コロナ緊急経済対策の地方税制特例Q&A』（ぎょうせい、2020年）25頁。

(9) 沼澤他・前掲注(2)28頁。

5項)<sup>(10)</sup>。

## 〔2〕自動車税および軽自動車税の非課税措置の延長

2019年10月1日より、自動車の取得者に対して自動車税環境性能割、所有者に対して自動車税種別割が課される（地方税法第146条第1項）。但し、2019年10月1日以降に自家用車で一定の環境性能を充たすもの（同第157条第1項第1号ロ、同第2号ロ）が取得された場合には自動車税環境性能割が課されない（同附則第12条の2の10第2項）。その適用期限は2020年9月30日とされていたが、地方税法等一部改正法第1条により、2021年3月31日まで延長される。

また、2019年10月1日より、軽自動車税の取得者に対して軽自動車税環境性能割、所有者に対して軽自動車税種別割が課される（地方税法第443条第1項）。但し、2019年10月1日以降に三輪以上の自家用軽自動車で一定の環境性能を充たすもの（同第451条第1項第1号）が取得された場合には軽自動車税環境性能割が課されない（同附則第29条の8の2）。その適用期限はやはり2020年9月30日とされていたが、地方税法等一部改正法第1条により、2021年3月31日まで延長される。

## 〔3〕不動産取得税の減額等の特例

地方税法第73条の27の2は、同第72条の24第3項にいう耐震基準不適合既存住宅を取得した個人がその取得日から6か月以内に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項）を行い、その住宅が耐震基準に適合する旨の証明を受け、かつ、住宅を居住の用に供した場合には、道府県が不動産取得税の税額から一定額を減額する旨を定める。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、住宅設備機器の納入の遅れや耐震改修工事の自粛などが生じ、取得から6か月以内に耐震改修を経て入居することができない場合が生じうる。

そこで、地方税法等一部改正法第1条により、地方税法附則に第60条が追加され<sup>(11)</sup>、特例措置の適用要件が弾力化されることとなった。すなわち、個人が耐震基準不適合既存住宅を取得し、その住宅の耐震改修に係る契約を取得日から5か月を経過する日

---

(10) 沼澤他・前掲注(2)29頁は「徴収猶予の特例を適用した場合でもなお、事態が好転せず、資金繰りに困難が生じている場合、改めて、法第15条第1項の規定による要件に合致するのであれば、徴収猶予の特例の期限後に既存の徴収猶予を適用することは可能である」と述べる。

(11) 本条は2021年1月1日から第62条となる（地方税法等一部改正法第2条による）。



または地方税法等一部改正法施行日（2021年4月30日）から2か月を経過する日のいずれか遅い日（地方税法施行令附則第38条）までに締結している個人について、総務省令で定めるところにより証明がなされた場合には、耐震改修を行った日から6か月以内（2022年3月31日までの期間に限定される）にその住宅に個人が入居したときに、不動産取得税の減額がなされることとなった。

#### 〔4〕 中小事業者等の家屋および償却資産に対する固定資産税および都市計画税の課税標準の特例

地方税法等一部改正法第1条により地方税法附則に追加された第61条<sup>(12)</sup>は、2021年度分の固定資産税および都市計画税に限定された特例である。適用の対象者は租税特別措置法第10条第7項第6号または同第42条の4第8項第7号に定められる中小事業者であるが、性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項）を営む者は除外される。

2021年度分に限り、中小事業者が所有し、かつ事業の用に供する家屋（減価償却額又は減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの）および償却資産に対して課される固定資産税または都市計画税の課税標準は、新型コロナウイルス感染症およびその蔓延防止のための措置の影響を受けた中小事業者の事業収入割合に応じ、次のいずれかの額とされる。

- ① 事業収入割合が50%以下の場合：0円。
- ② 事業収入割合が50%超70%以下の場合：固定資産税または都市計画税の課税標準となるべき価格の2分の1の額。

ここで事業収入割合は、2020年2月から10月までの間における連続する3か月の期間の中小事業者の収入の合計額を、その期間の初日の1年前の日から起算して3か月を経過するまでの期間の中小事業者の収入の合計額で除して得られた割合である。

中小事業者が以上の特例の適用を受けるためには、2021年1月31日までに市町村長（または総務大臣もしくは道府県知事）に申告を行わなければならない（地方税法附則第61条第2項。期間経過後の申告については同第3項。虚偽申告の罰則は同第4項および同第5項）。

---

(12) 本条は2021年1月1日から第63条となる（地方税法等一部改正法第2条による）。

## 〔5〕先端設備等に該当する家屋および構築物に対する固定資産税の課税標準の特例

地方税法等一部改正法第1条により地方税法附則に追加された第62条<sup>(13)</sup>も、やはり中小事業者に関する固定資産税の課税標準に関する特例を定める。

地方税法附則第15条第41項は、中小事業者が認定先端設備等導入計画（生産性向上特別措置法第41条第2項）に従って取得した先端設備等（同第36条第1項）に該当する機械および装置、工具、器具および備品ならびに建物設備品で地方税法施行令第11条第40項で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準を、新たに固定資産税が課されることになった年度から3年度分の固定資産税に限定して、固定資産税の課税標準となるべき価格に市町村の条例で定める割合（0%以上50%以下）を乗じて得られた額とする旨を定める<sup>(14)</sup>。この特例は生産性革命集中投資期間における措置であり、2021年3月31日が適用の期限とされている。地方税法附則第62条は、適用の対象を事業の用に供する家屋および構築物にも広げた上で、適用期限を2023年3月31日に延長する旨の規定である（生産性向上特別措置法の改正が前提となる）。対象が拡大された理由は「テレワークのためのサテライトオフィスやローカル5Gを利用した通信設備も対象となりうるよう」にするとのことであるが、「地方団体からも期限の到来をもって確実に終了することや期限内の拡充を行わないことを強く求められて」おり<sup>(15)</sup>、いかに減収分を国費補填することとしたとはいえ、立法のあり方として問題があるろう。

## 〔6〕個人住民税の寄附金税額控除の特例

地方税法等一部改正法第2条により地方税法附則に追加された第60条は、新型コロナウイルス感染症特例法第5条第4項において指定される行事（「文化芸術又はスポーツに関する行事のうち、不特定かつ多数の者から入場料金、参加料金その他の対価の支払を受けて、当該対価の支払をした者に見せ、聴かせ、又は参加させる行事であって、政令で定めるもの」）が中止もしくは延期され、または規模が縮小されたことにより生じた入場料金等払戻請求権（都道府県または市町村の条例で定められるもの）の全部または一部を、個人住民税所得割の納税義務者が指定期間（2020年2月1

---

(13) 地方税法等一部改正法第2条により、本条は2021年1月1日から第64条となる。

(14) 拙稿「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年3月31日法律第3号）」自治総研478号（2018年）45頁（下山憲治編『地方自治関連立法動向 第6集』（2019年）83頁）も参照。

(15) 沼澤他・前掲注(2)33頁。

日から2021年12月31日まで) 内に放棄した場合に、その放棄した入場料金等払戻請求権相当額を寄附金(地方税法第37条の2第1項第3号、同第314条の7第1項第3号)を支出したものとみなす旨を定める。これにより、一定のコンサートやスポーツイベントなどのチケットについて払い戻しを行わなかった者に寄附金税額控除の適用が認められることとなる。

納税義務者が放棄した入場料金等払戻請求権相当額は、その年の指定期間内における入場料金等払戻請求権の価額に相当する額の合計額であるが、上限は20万円とされる(地方税法附則第60条第2項、同第4項)。また、適用下限額は2,000円であり、他の寄附金と合わせての適用上限額は総所得の30%である(地方税法第37条の2第1項柱書、同第314条の7第1項柱書)。

また、納税義務者が入場料金等払戻請求権を行使した場合であっても、払い戻しをした者に対して払い戻しを受けた金額以下の金額の寄附金を支出した場合にも、その寄附金支出額を「当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして」寄附金税額控除の適用を受けることができる(地方税法等一部改正法附則第3条および同第4条)。

## 〔7〕 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の特例

住宅借入金等特別税額控除は、住宅借入金等の年末残高の合計額の最大1%を、原則として10年間、所得税額から控除し、なお控除しきれない場合に個人住民税所得割の額から控除するという制度である(租税特別措置法第41条、同第41条の2、地方税法附則第5条の4の2第1項)。但し、個人が一定の住宅を取得して2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住の用に供した場合には13年間の税額控除が認められる(租税特別措置法第41条第13項および同第16項)。

新型コロナウイルスの感染拡大により、住宅借入金等を得て中古住宅を取得してから6か月以内に居住の用に供することができない、新築住宅を取得してから2020年12月31日までに入居できない場合などが想定された。そこで、新型コロナウイルス感染症特例法第6条は、中古住宅を取得してから6か月以内に居住の用に供することができなかったなどの場合に、2021年12月31日までに居住の用に供することなどを要件とする住宅借入金等特別税額控除の特例を定めた。地方税法等一部改正法に関するものは新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項であり、同項は、住宅の取得等で特別特定取得(租税特別措置法第41条第14項)に該当するものをした個人などが、新型

新型コロナウイルス感染症およびその蔓延防止のための措置の影響によって2020年12月31日までに家屋を居住の用に供することができなかった場合には、2021年1月1日から同年12月31日までに居住の用に供すること、および、居住用家屋または認定住宅（同第10項）の新築については2020年9月30日まで（新型コロナウイルス感染症特例法施行令第4条第3項第1号）、建売住宅もしくは中古住宅の取得または増改築等については同年11月30日まで（同第2号）の間に取得に係る契約が締結されていることを要件として、所得税について13年間の住宅借入金等特別税額控除の適用を受けることができる旨を定める。

以上の改正に合わせたのが、地方税法等一部改正法第2条により地方税法附則に追加された第61条である。個人住民税所得割についても所得税と同様に13年間の住宅借入金等特別税額控除の適用を認めるため、「前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における」地方税法附則第5条の4の2の適用について、同第1項および第5項に「『令和15年度』とあるのは、『令和16年度』とする」と定める。

#### 〔8〕新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

地方税法等一部改正法第2条は、地方税法附則に第65条から第77条までを追加し、特例によって生じる地方税の減収に対応するための新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金（地方税法附則第65条第1項。以下、特別交付金）を定める。

特別交付金は、地方税法附則第63条および第64条（2020年12月31日までは第61条および第62条）に定められる特例による固定資産税および都市計画税の減収を補填するため、2021年度から2024年度まで交付されるものであり、2021年度から2024年度まで交付される固定資産税減収補填特別交付金（同第65条第2項）と2021年度のみ交付される都市計画税減収補填特別交付金（同項）とに分かれる。特別交付金の総額は、2021年度においては固定資産税減収補填特別交付金総額および都市計画税減収補填特別交付金総額の合算額であり、2022年度から2024年度までは固定資産税減収補填特別交付金総額である（同第3項）。また、各年度分として各道府県または各市町村に対して交付すべき特別交付金の額は、2021年度においては固定資産税減収補填特別交付金の額と都市計画税減収補填特別交付金の額の合算額であり、2022年度から2024年度までは固定資産税減収補填特別交付金の額である（同第4項）。

固定資産税減収補填特別交付金の総額は「各道府県及び各市町村における当該年度

の固定資産税の課税標準特例による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額」であり（同第66条第1項）、各道府県または各市町村に対して交付すべき額は「当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額」である（同第2項および同第3項。同第4項も参照）。

都市計画税減収補填特別交付金の総額は「各市町村における当該年度の都市計画税の課税標準特例による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額」であり（同第67条第1項）、各市町村に対して交付すべき額は「各市町村における当該年度の都市計画税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額」である（同第2項。同第3項も参照）。

各道府県または各市町村に交付すべき特別交付金の額の決定時期および交付時期は各年度の3月中であり（同第68条および同第69条）、総務大臣が特別交付金の額を決定しようとする場合には地方財政審議会の意見を聴かななければならない（同第76条。総務大臣が特別交付金の交付に関する命令の制定または改廃の立案をしようとする場合も同じ）。一方、道府県知事および市町村長は「特別交付金の額の算定に用いる資料」の提出義務を負う（同第70条）。また、市町村は、交付された都市計画税減収補填特別交付金の額を「都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用」（地方税法第702条第1項）に充てなければならない（地方税法等附則第71条）。

なお、特別交付金の総額は「一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れ」（同第72条第1項）、「前項の規定による一般会計からの繰入金は令和3年度から令和6年度までの各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入とし、特別交付金は当該各年度における同会計の歳出とする」（同第2項）。

#### 4. 国会における法律案の審議状況

前記のような内容の地方税法等一部改正法について、衆参両院において審査・審議がなされた。その様子を、項目毎に概観する。なお、便宜のため、法律案の提出から公布までの経過について、概略を示す。

衆議院議案受理年月日

2020年4月27日



衆議院付託年月日	2020年4月27日（総務委員会）
衆議院審査終了年月日	2020年4月29日（可決）
衆議院審議終了年月日	2020年4月29日（可決。全会一致）
参議院予備審査議案受理年月日	2020年4月27日
参議院議案受理年月日	2020年4月29日
参議院付託年月日	2020年4月29日（総務委員会）
参議院審査終了年月日	2020年4月30日（可決）
参議院審議終了年月日	2020年4月30日（可決。起立多数）
公布年月日	2020年4月30日（法律第26号）

## 〔1〕衆議院総務委員会

衆議院総務委員会における高市総務大臣による地方税法等一部改正法案の趣旨説明は2020年4月28日になされた。同日に審査が行われたが、討論の申出がなかったため、翌29日に採決が行われ、全会一致で可決された<sup>(16)</sup>。但し、28日の審査においては特別定額給付金などに関する質疑応答のほうが多くなされており、地方税法等一部改正法案に関する質疑応答はあまり多くなされていない。

### （1）個人住民税における寄附金控除

高木錬太郎議員（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）が、この寄附金控除の広報のあり方について質した。これに対し、森孝之政府参考人（文化庁審議官）は「文部科学省では、文化芸術団体及びスポーツ団体に対しましてこの制度に関する説明を行いますとともに、文化庁、スポーツ庁のホームページに掲載をするなど、広く国民に対する周知を図ってきたところで」あり、「今後ともさまざまな広報手段を活用し、さらなる広報、周知に努めてまいりたい」と答弁した<sup>(17)</sup>。

一方、本村伸子議員（日本共産党）は「今回、所得税の方は文部科学省で許可基準をつくる、個人住民税の方は地方自治体が決めるということですがけれども、表現の自由との関係で、イベントや団体など、内容を検閲するようなことがあってはならない」と述べた上で、「文化芸術、スポーツイベントなどの自粛、キャンセルなどによって

(16) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第16号（令和2年4月29日）」1頁。

(17) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第15号（令和2年4月28日）」5頁。

大きな損害を受けているわけで」あり、「そうしたことに対してしっかりと補償することが必要で、今回の税制改正だけでは全く足りない」から「文化芸術、スポーツイベントの自粛、キャンセルなどによって受けた大きな損害について補償すべきだ」と質した。これに対し、森政府参考人は「国税につきましては、イベント主催者の申請に基づき、文部科学省において指定をする、また、地方税においては、この指定イベントのうち、住民福祉の増進に寄与するものとして各自治体の条例において定めるといふふうに承知をして」おり、「文部科学省としましては、対象イベントの指定に当たりましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止措置の円滑な実施という観点も踏まえまして、文化芸術、スポーツに関連するものでありまして、一定の形式的な要件を満たすものであれば幅広く対象とすることを想定している」と答弁した。また、上野通子文部科学副大臣は「政府全体としての方針として、新型コロナウイルスの影響によりさまざまに発生する各事業者の個別の損失を直接補償することは難しいと考えていますが、現在厳しい状況にある文化芸術やスポーツ関係者に対する支援を行うことは、議員おっしゃるとおり、大変重要であると考えております」、「イベントの自粛によって主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえて、イベントのチケットを払い戻さず寄附することで税優遇を受けられる制度も新設します」と答弁した<sup>(18)</sup>。

## (2) 固定資産税および都市計画税の減免

本村議員が店舗兼住宅および土地を減免対象にすべきであると質したのに対し、高市総務大臣は「今回の措置は、新型コロナウイルス感染症の影響によって厳しい経営環境にある中小事業者などの事業継続を支援するために、稼働率が著しく落ちている事業用資産に対する固定資産税を軽減する」が、「固定資産税は地方の行政サービスを支える基幹税でございますから、その安定確保は非常に重要でございますので、対象資産は必要な範囲に限定すべきものだと考えており」、「事業用資産として、その減価償却費が法人税や所得税において損金や経費に算入される償却資産及び事業用家屋を対象とすることといたしました」と答弁した<sup>(19)</sup>。

また、本村議員が「事業用ではない個人の固定資産税そして都市計画税の減免も考

---

(18) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第15号（令和2年4月28日）」9頁。

(19) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第15号（令和2年4月28日）」8頁。

えるべきだ」と質したのに対し、高市総務大臣は「中小事業者などの負担を軽減し、事業継続を支援する観点から、固定資産税を軽減することと」したのであり、「個人の方に対する経済支援としては、今般の経済対策の中において給付金などさまざまな予算措置も講じられておりますので、個々の納税者の実情に応じて適切に対応していただけるものと考えております」と答弁した<sup>(20)</sup>。

## 〔2〕衆議院本会議（2020年4月29日）

地方税法等一部改正法案および「令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律」案（第201回国会衆議院議員提出法律案第10号、令和2年4月30日法律第27号）は一括して議題とされ、両案について大口善徳総務委員会委員長による報告が行われた。直ちに採決が行われ、全会一致で可決された。新型コロナウイルス感染症特例法についても同様であり、田中良生財務金融委員会委員長による報告の後、直ちに全会一致で可決された<sup>(21)</sup>。

## 〔3〕参議院総務委員会

参議院総務委員会における高市早苗総務大臣による地方税法等一部改正法案の趣旨説明は2020年4月30日になされた。同日に審査が行われたが、討論の申出がなかったため、直ちに採決が行われ、全会一致で可決された<sup>(22)</sup>。但し、28日の審査においては特別定額給付金などに関する質疑応答のほうが多くなされており、地方税法等一部改正法案に関する質疑応答はあまり多くなされていない。

### （1）地方公共団体の税収の減少に対する措置など

徳茂雅之議員（自由民主党）がこの点を質したのに対し、内藤尚志政府参考人（総務省自治財政局長）は「今回の地方税法改正案に盛り込まれております徴収猶予の特例に対しましては、納付までの間の一時的な減収に対応いたしますために、特例債でございます資金手当のための地方債を発行することができることといたしてお」り、「固定資産税及び都市計画税の軽減措置につきましては、この令和三年度以降の減収額を補填いたしますために、今回の改正法案によりまして新型コロナウイルス感染症

---

(20) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第15号（令和2年4月28日）」8頁。

(21) 「第201回国会衆議院会議録第22号（令和2年4月29日）」6頁、7頁。

(22) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第13号（令和2年4月30日）」1頁、11頁。

対策地方税減収補填特別交付金を創設することとしております」と答弁した<sup>(23)</sup>。

一方、岸真紀子議員（立憲・国民・新緑風会・社民）が2020年度の「地方財政の見込み」について質したのに対し、内藤政府参考人は、具体的な見込額などを示していないが「今回のコロナウイルス感染症によります影響によりまして、地方税収に様々な影響が生じるというふうに見込んでおります」とした上で「年度途中の地方税の減収につきましては、現行制度上、税収の変動が大きい法人関係税等につきましては、翌年度以降の三年度間に地方交付税の精算を行いますこととございますとか、当該年度に減収補填債の発行が可能となっている」が、「今回の景気変動に伴いましてその他の税においても影響が生じることが予想されますので、今後、地方団体の実情を丁寧にお伺いをいたしまして状況の把握に努めてまいりたい」と答弁した。これを受けて岸議員が「地財計画での見込みから相当な落ち込みが予想され」とした上で、「税収見込みが甘くて国税が減収となった影響で、後年度精算分として2021年度は3,004億円の交付税減額が生じて」いるなどと質した。これに対し、内藤政府参考人は「地方交付税の原資でございます国税五税が減額補正となった事例は平成20年度以降四例ございますけれども、いずれの場合も、地方交付税の法定率分の減少について、一般会計からその全額を加算した上で、当初予算における財源不足の補填ルール、いわゆる折半ルールでございますけれども、これに基づき後年度に精算を行って」おり、「今年度、このような事態が生じた場合ということでございますけれども、財政当局とも協議いたしますが、地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切な補填措置を講じますとともに、将来の地方財政への影響をできる限り緩和するという観点も踏まえ、適切に対応してまいりたい」と答弁した<sup>(24)</sup>。

## （２） 徴収猶予の特例制度

岸議員は、徴収猶予の特例制度の対象が2020年2月1日から2021年1月31日までの間に納期限が到来するものとされる点について、終期を「政令で定めるという認識でよいか」、「猶予によって滞納繰越しという扱いになるので、徴収率に影響が出てくるのではないかと考えられ」、「現場は事務手続上に相当混乱が生じるおそれがあるので、丁寧な周知をお願いしたい」と質した。これに対し、開出英之政府参考人（総務省自治税務局長）は、終期を政令で定めると述べた上で「この扱いにつきましては

---

(23) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第13号（令和2年4月30日）」2頁。

(24) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第13号（令和2年4月30日）」3頁。

既に地方団体に考え方を示しているところをございますけれども、今後につきましても、具体的な適用が可能になるように地方団体に考え方を更にお示ししたい」と答弁した<sup>(25)</sup>。

#### 〔４〕参議院本会議（2020年4月30日）

地方税法等一部改正法案および「令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律」（第201回国会衆議院議員提出法律案第10号。令和2年4月30日法律第27号）の案は一括して議題とされ、両案について若松謙維総務委員会委員長による報告が行われた。直ちに採決が行われ、起立多数で可決された。新型コロナウイルス感染症特例法についても同様であり、中西祐介財務金融委員会委員長による報告の後、直ちに採決が行われ、起立多数で可決された<sup>(26)</sup>。

## 5. おわりに 2020年度補正予算第2号（一般会計、特別会計および政府機関関係）など

新型コロナウイルス感染症特例法および地方税法等一部改正法は（経済上の）緊急事態に対処するための法律であると評価してよいであろう。その意味において、地方税法等一部改正法が地方税収入の大幅な低下を引き起こすものであるとしてもやむをえない部分はある。しかし、既に先端設備等に該当する家屋および構築物に対する固定資産税の課税標準の特例についてみたように、緊急経済対策の下に不拡充や終了を求められていたものを拡充および延長することには、地方自治の理念に照らして疑義を覚える。また、特例措置が恒久化する可能性も否定できず、地方税財源の確保および充実という要請に沿った、税源の再配分を含む税制の再構築は一層難しくなったと言いうるであろう。

ここで、地方税法等一部改正法が施行されてからの状況を取り上げておきたい。

2020年5月27日の持ち回り閣議において2020年度補正予算第2号のうち一般会計の分が決定され、6月8日の持ち回り閣議においては特別会計の分および政府関係機関の分も決定された。

---

(25) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第13号（令和2年4月30日）」2頁。

(26) 「第201回国会参議院会議録第15号（令和2年4月30日）」6頁、7頁（この会議録には賛成者数、反対者数の詳細が記載されていない）。



財務省の説明によると「令和2年度補正予算（第2号、特第2号及び機第2号）は、令和2年4月30日に成立した令和2年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）を強化するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、公債金の増額を行うことを内容とするものである」<sup>(27)</sup>。本稿においては一般会計を取り上げておくと、歳出については「新型コロナウイルス感染症対策関連経費」として31兆8,170億5,400万円を計上し、963億4,300万円を国債整理基金特別会計に繰り入れるなどにより、31兆9,133億9,700万円の追加となる。一方、歳入は全て公債金であり、内訳は、財政法第4条第1項ただし書きによる公債金が9兆2,990億円の追加、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第3条第1項の規定による特例公債金が22兆6,123億7,100万円の追加、合わせて31兆9,113億7,100万円の追加である。これにより、公債依存度は56.3%となった。歳入歳出額の増加の幅、公債依存度のいずれも過去最高である。

●2020年度一般会計予算の歳入歳出額および公債依存度（10万円以下を四捨五入）

	予算（当初）	補正予算第1号	補正予算第2号
歳入歳出額	102兆6,579億7,100万円	128兆3,493億2,500万円	160兆2,606億9,500万円
公債依存度	31.7%	45.4%	56.3%

出典：財務省主計局「令和2年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）等の説明（第201回国会）」（未定稿、2020年4月）1頁、2頁、財務省主計局・前掲注(27)1頁、2頁より、筆者が作成。

2020年度補正予算第2号は、6月8日に衆議院に提出され、10日に衆議院本会議、12日に参議院本会議において、いずれも賛成多数で可決され、成立した。

補正予算第2号の成立により、2020年度予算において租税および印紙による収入は63兆5,130億円（一般会計歳入総額の39.6%）が見込まれるのに対し、公債金は90兆1,589億円となる。新型コロナウイルス感染症に対処するためにやむをえない側面もあるとはいえ、将来の財政状況への不安が生じるであろう<sup>(28)</sup>。

(27) 財務省主計局「令和2年度補正予算（第2号、特第2号及び機第2号）等の説明（第201回国会）」（未定稿、2020年6月）1頁。なお、この「説明」においては金額が全て100万円を単位として記載されており、本文において示した金額もそれになっている。従って合計額が一致しないこともある。

(28) なお、2020年12月15日に閣議決定された2020年度補正予算第3号（一般会計および特別会計）は、2021年1月18日に衆議院に提出され、26日に衆議院本会議、28日に参議院本会議において、いずれも賛成多数で可決され、成立した。

また、9月30日が期限とされていた2021年度予算の概算要求の総額は105億円を超え、過去最高となったのみならず、事項要求が多くなったと報じられた<sup>(29)</sup>。たとえば厚生労働省は、9月25日に要求額（一般会計）が過去最大の32兆9,895億円になる旨を発表しているが、これは新型コロナウイルスへの対策費用（金額未定）を除いた分である<sup>(30)</sup>。転じて、総務省の概算要求をみると、一般会計の総額は16兆8,263億円（事項要求の分を含まず）で2020年度よりも572億円増であるが、とくに目立つのが東日本大震災復興特別会計（総務省関係分）であり、復興庁所管計上額の2億円（2020年度より6億円減）に対して総務省所管計上額（地方交付税）は事項要求（2020年度は3,398億円）となっている<sup>(31)</sup>。かくして、2021年度一般会計予算における歳入歳出額は過去最大の106兆6,097億787万5千円となった。また、特例公債発行限度額は37兆2,560億円であり、歳入額の約34.9%を占める<sup>(32)</sup>。財政規律の弛緩の懸念とともに、地方税財政への影響も注視しなければならない。

（もり としき 大東文化大学法学部教授）

- 
- (29) 朝日新聞2020年10月1日付朝刊1面14版△「概算要求額『未定』相次ぐ 来年度予算 105兆円増額確実」、同3面14版「『未定』要求見えぬ全体像 感染拡大の行方次第『菅印』政策も」などを参照。例年であれば各国家機関からの概算要求の期限は8月31日であるが、2021年度予算については2020年9月30日が期限とされた。税制改正要望についても同様である（「閣議及び閣僚懇談会議事録（令和2年7月21日）」3頁、4頁）。
- (30) 厚生労働省「令和3年度予算概算要求の概要」（2020年9月）1頁、朝日新聞2020年9月26日付朝刊4面14版「厚労省の概算要求 コロナ除き33兆円 テレワーク補助大幅増」による。
- (31) 総務省「令和3年度総務省所管予算概算要求の概要」（2020年9月）1頁。
- (32) 建設公債（財政法第4条第1項ただし書き）の発行限度額は6兆3,410億円である。